

酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務委託仕様書

1. 委託業務名

酒田市民会館ホームページ再構築及び運用・保守業務

2. 業務の目的

現在の酒田市民会館ホームページは、平成16年6月の開設以降17年が経過する。その間、市民をはじめとするホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分も発生している。そこで本市では、カテゴリの分類、デザイン等を、利用者の利便性向上を最優先として見直す必要があると考え、本業務を実施する。

本業務では、ホームページ利用者の利便性向上を念頭に置いた情報分類、魅力あるホームページデザインの見直しを行うとともに、近年急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末などへの対応を行う。

3. 基本的な考え方

(1) リニューアル方針

下記のリニューアル方針に基づいて本業務を実施すること。

- i) 酒田市民会館の魅力・特色を市内外へ効果的に発信できるホームページであること
- ii) 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページであること
- iii) どの職員も簡単に情報を掲載できるホームページであること。
- iv) スマートフォンやタブレット端末などに対応したモバイルファーストを意識しレスポンスデザインを取り入れること。

(2) 管理運用に向けて

コーディング知識・技術がない職員であってもコンテンツの更新が随時可能なシステム（CMS）を使用する。

4. 契約期間

契約締結日から令和3年11月30日まで

5. 予定価格

初期構築費 990,000円以内（消費税および地方消費税を含む）

※5年間の運用費用は新ホームページ公開後から令和9年3月31日で別途算出すること

6. 業務の内容

(1) ドメイン、Webサーバ、CMSにかかる要件について

(ア) サイトは、受託者が契約するレンタルサーバー上で管理するドメイン（kibou-hall.sakata.yamagata.jp）に設置すること。なお、現在取得しているドメインを、継続する手続きについて支援すること。

(イ) WordPressで新規ページの作成及び全ページの更新が容易に行えるようにすること。

(ウ) サイト閲覧者がフォーム等から、個人情報を入力する場合は、暗号化された通信が行われるようにすること。

(エ) サイトデータのバックアップが取れるようにすること。

(オ) レンタルサーバーの決定については、以下の内容を考慮すること。

- i) ウイルス駆除ソフトにより常に感染を防止し、ウイルスを発見した場合は速やかに駆除できるものであること
- ii) アクセスが集中した場合の負荷を十分に想定したプラン等であること。
- iii) セキュリティを考慮し、脆弱性が発見された場合に早急にセキュリティパッチを適用する等、臨機応変に対応でき、かつバックアップ機能があるものとする。
- iv) ストレスなく利用できるよう、100Mbps 以上のインターネット回線(共有可)を有すること。

(2) サイトの構成およびページデザイン、システム構築について

下記『(3) テンプレートの作成』に掲げる項目を主な構成とし、掲載内容等に関する素材作成、編集、レイアウト・デザイン等一連の制作業務を行う。Web サイト作成にあたり必要となるテキストデータ等は委託者により提供する。

(ア) サポート OS

Windows、MacOS X、Android、iOS

(イ) サポートブラウザ

Internet Explorer 11、Edge、Firefox、Google Chrome、Safari

(ウ) プログラム言語

HTML、CSS、JavaScript、PHP 等、一般的に使われている言語とする。

(エ) ユーザビリティ

サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにすること。なお、スマートフォンでの閲覧を考慮したレスポンスデザインにすること。

(オ) SEO 対策

SEO 対策に配慮したデザインシステムにすること。

(カ) その他

- ・ 必要時には、HTML ソースを直接編集できること。
- ・ 月毎、週毎、日毎のアクセス解析、アクセス端末等の解析のため、アクセス解析用コードを埋め込むこと。
- ・ 必要に応じて、双方からの要請により編集会議（打ち合わせ）を行うこと。

(3) テンプレートの作成について

決定したページデザインに基づき、専門知識がなくても統一したデザインでかつ、容易にページの作成・更新ができるテンプレートを作成すること。なお、作成するテンプレートは以下のとおりである。

(ア) トップページ：1 ページ

【掲載内容】

1. グローバルナビ（公演情報、ご利用案内、酒田市文化推進事業、希望ホールについて、お問い合わせ、個人情報の取り扱いについて）
2. メイン画像
3. NEWS
4. 本日の催し
5. カレンダー
6. カテゴリ
7. メニューリスト

- (イ) 下層ページ：18 ページ+詳細ページ
 - ・公演情報ページ：3 ページ
 - ・ご利用案内ページ：2 ページ
 - ・酒田市文化推進事業ページ：4 ページ
 - ・希望ホールについてページ：8 ページ
 - ・個人情報の取り扱いについてページ：1 ページ
 - ・詳細ページ：上記各ページに付随するもの

(ウ) お問い合わせ（フォーム）：1 ページ

(エ) 単体ページ（サイトマップ）：1 ページ

(カ) その他：1 ページ

- ・サイト内検索結果表示ページ：1 ページ

※デザインに付随するロゴ、図、画像等は委託者側で用意すること。

※アイコン等については、受注者側が作成すること。

※コンテンツ作成に必要なテキストおよび写真などの差し込み画像は委託者がサンプルを提供すること。

※上記テンプレートを使用したページの追加については協議のうえ決定すること。

(4) 主要機能の搭載について

(ア) サイト内検索機能

全てのページでサイト内をキーワード検索することができる機能を設け、サイト閲覧者が求める的確な検索結果が表示されるようにすること。

(イ) 問い合わせ機能

サイト閲覧者が問い合わせフォームから送信する質問、要望等は委託者が指定するメールアドレス宛に届くようにすること。なお、質問の通信方法は、セキュリティが確保された暗号化通信とすること。

(5) 操作マニュアルについて

運用等に必要なお操作マニュアルを作成する。紙媒体で1部と修正可能な電子データで提出すること。

(6) サポートおよび運用保守について

職員への操作方法等のレクチャーなどを行い、新規ページの追加や更新等の運用支援を行うこと。

また、本業務にて構築したWebサイトについて、ホームページ公開（令和3年12月1日を予定）後、別途、運用保守契約を締結すること。

(7) 障害対応について

障害が発生した場合、直ちに状況の把握を行い、原状復旧に努めること。また委託者が障害を発見した場合に備え連絡体制を整え、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

(8) 問い合わせ対応について

対応時間帯は、原則として酒田市民会館開館日の8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急時は委託者と協議のうえ対応すること。

(9) 作成支援について

(ア) テンプレートに沿って入力することで、コンテンツが作成できること。

(イ) 作成途中のコンテンツを一時保存でき、再ログイン後も編集ができること。

(ウ) 他で作成したコンテンツをコピーして、コンテンツが作成できること。

7. 成果物

本業務完了時には、以下に示す成果物を紙媒体及び CD-ROM 等の電子媒体で納品すること。

- (1) Web サイト設計書（ツリー構成図）
- (2) コンテンツデータ
- (3) システム仕様書
- (4) 操作マニュアル表記

8. 納期

上記「7. 成果物」については、令和 3 年 11 月 30 日までに、酒田市民会館事務室に納品すること。納品日時は、休館日※を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとすること。

9. 瑕疵担保責任

本業務の運用開始後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答をするものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。

なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について事前に委託者へ報告すること。

10. 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が契約期間内に行うこととし、その経費は受託料に含まれることとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権を当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

11. 留意事項

- (1) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、関係者間において別途協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本業務は日本語版のみの制作である。
- (3) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

※休館日

月曜日。ただしその日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の休日で無い日とする。